

二ヶ領せせらぎ館利用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、二ヶ領せせらぎ館利用要領に基づき、二ヶ領せせらぎ館（以下「館」という）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(登 録)

第2条 館の利用を希望する団体の代表者及び個人は、二ヶ領せせらぎ館会議室利用団体登録申請書（以下「登録申請書」という）を川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課長（以下「課長」という）あて提出しなければならない。

2 登録内容の変更があった場合は、速やかに課長あて届出を行うものとする。

3 登録の期限は、施行年月日の翌年度3月31日までとする。以後は、2年間毎に3月31日までを期限とする。

(登録の許可)

第3条 課長は登録申請書が提出された場合、速やかに内容を審査し、登録を許可したときは二ヶ領せせらぎ館会議室利用団体登録証を交付するとともに、二ヶ領せせらぎ館会議室利用団体登録名簿に登載する。

(利 用)

第4条 登録団体及び個人については年間を通じ活動を行い、少なくとも年1回以上会議室を利用するものとする。

(更 新)

第5条 登録の期限2ヶ月前から、更新の手続きを行うことができる。なお、期限までに更新が行われない場合は、登録を抹消することとする。

(利用報告)

第6条 館の利用登録団体及び個人は利用を終えた場合には、速やかに二ヶ領せせらぎ館会議室利用報告書を提出するものとする。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、川崎市が定める。

(附 則)

1 この利用規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この利用規則は、令和4年4月1日から施行する。